

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	緊急通報システム事業利用者情報ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課	
個人情報ファイルの利用目的	緊急通報システム事業における対象者の把握のために利用する。	
記録項目	1福祉番号、2所管区、3住民区分、4氏名（カナ）、5氏名（漢字）、6住所、7方書、8生年月日、9年齢、10性別、11宛名区分、12消除日、13送付先情報、14連絡先情報、15個人メモ、16生保情報、17状態、18申請番号、19申請日、20決定日等、21電話種別、22変更日、23機種名、24決定内容、25階層区分、26廃止日、27管理区、28変更区分、29申請情報、30決定情報、31決定内容、32協力者情報、33親族情報、34関係者情報（氏名・生年月日・性別・住所・方書・関係区分・五法統柄・消除区分・住基統柄）、35電話番号（優先）、36電話番号、37却下・却下情報、38変更情報、39廃止情報、40機器回収年月日、41機器回収状況、42居住実態、43回線種別（固定型のみ）、44NTTアナログ回線以外（電話会社・サービス名）、45福祉電話申請、46FAX対応の必要性、47ペースメーカー、48健康状態、49障がい者手帳、50障がい内容、51同居人氏名、52利用者との統柄、53同居人生年月日、54世帯状況、55所得税、56日中就労・就学（65歳未満のみ）、57鍵の情報提供の有無、58合鍵の預託、59合鍵の預託者（親族）、60合鍵の預託者（協力者）、61合鍵の預託者（親族・協力者以外）、62キーボックス設置場所・暗証番号、63その他情報、64日程調整先情報（氏名・カナ・統柄・電話番号）、65誓約日、66オプション申込、67本人確認書類、68ペンダント複数貸与、69ペンダント複数貸与数、70ペンダント貸与者氏名、71世帯区分変更、72利用料金負担区分、73回線変更（固定型利用者のみ）、74その他、75受信センターへ報告すべき事項等（名義変更）、	
記録範囲	緊急通報システム事業を利用している者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （ 所在地 ）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （ 所在地 ）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	-	